

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

株式会社精工技研

2016年10月21日策定

2017年3月17日改訂

2017年6月16日改訂

2018年6月22日改訂

2018年12月21日改訂

当社は、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレートガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

株式会社東京証券取引所は、2018年6月1日に改訂コーポレートガバナンス・コードを公表しました。これに伴い、2018年12月21日付で、コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みを見直しております。改訂コーポレートガバナンス・コードの78原則（基本原則5、原則31、補充原則42）に対する取り組み状況や取り組み方針は次のとおりであります。今後もコーポレートガバナンス体制の一層の充実を図り、さらなる改善に努めてまいります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】	4
【原則1-1 株主の権利の確保】	4
補充原則1-1 ①	4
補充原則1-1 ②	5
補充原則1-1 ③	5
【原則1-2 株主総会における権利行使】	5
補充原則1-2 ①	6
補充原則1-2 ②	6
補充原則1-2 ③	6
補充原則1-2 ④	6
補充原則1-2 ⑤	7
【原則1-3 資本政策の基本的な方針】	7
【原則1-4 政策保有株式】(2018年12月21日更新)	7
補充原則1-4 ①(2018年12月21日更新)	8
補充原則1-4 ②(2018年12月21日更新)	8
【原則1-5 いわゆる買収防衛策】	8
補充原則1-5 ①	9

【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】	．．．．	9
【原則 1-7 関連当事者間の取引】	．．．．	9
<u>第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働</u>		
【基本原則 2】	．．．．	10
【原則 2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】	．．．．	10
【原則 2-2 会社の行動準則の策定・実践】	．．．．	10
補充原則 2-2 ①	．．．．	11
【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】	．．．．	11
補充原則 2-3 ①	．．．．	11
【原則 2-4 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】	．．．．	11
【原則 2-5 内部通報】	．．．．	12
補充原則 2-5 ①	．．．．	12
【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	12
<u>第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保</u>		
【基本原則 3】	．．．．	13
【原則 3-1 情報開示の充実】 (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	13
補充原則 3-1 ① (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	15
補充原則 3-1 ②	．．．．	15
【原則 3-2 外部会計監査人】	．．．．	15
補充原則 3-2 ①	．．．．	15
補充原則 3-2 ②	．．．．	16
<u>第 4 章 取締役会等の責務</u>		
【基本原則 4】	．．．．	17
【原則 4-1 取締役会の役割・責務 (1)】	．．．．	17
補充原則 4-1 ①	．．．．	17
補充原則 4-1 ②	．．．．	18
補充原則 4-1 ③ (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	18
【原則 4-2 取締役会の役割・責務 (2)】	．．．．	19
補充原則 4-2 ① (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	19
【原則 4-3 取締役会の役割・責務 (3)】	．．．．	20
補充原則 4-3 ①	．．．．	20
補充原則 4-3 ② (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	21
補充原則 4-3 ③ (2018 年 12 月 21 日更新)	．．．．	21

補充原則 4-3 ④	・ ・ ・ ・	21
【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】	・ ・ ・ ・	22
補充原則 4-4 ①	・ ・ ・ ・	22
【原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任】	・ ・ ・ ・	22
【原則 4-6 経営の監督と執行】	・ ・ ・ ・	23
【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】	・ ・ ・ ・	23
【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】 (2018年12月21日更新)	・ ・ ・ ・	23
補充原則 4-8 ①	・ ・ ・ ・	24
補充原則 4-8 ②	・ ・ ・ ・	24
【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】	・ ・ ・ ・	25
【原則 4-10 任意の仕組みの活用】	・ ・ ・ ・	25
補充原則 4-10 ① (2018年12月21日更新)	・ ・ ・ ・	26
【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】		
(2018年12月21日更新)	・ ・ ・ ・	26
補充原則 4-11 ①	・ ・ ・ ・	27
補充原則 4-11 ②	・ ・ ・ ・	27
補充原則 4-11 ③	・ ・ ・ ・	27
【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】	・ ・ ・ ・	28
補充原則 4-12 ①	・ ・ ・ ・	28
【原則 4-13 情報入手と支援体制】	・ ・ ・ ・	28
補充原則 4-13 ①	・ ・ ・ ・	29
補充原則 4-13 ②	・ ・ ・ ・	29
補充原則 4-13 ③	・ ・ ・ ・	29
【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】	・ ・ ・ ・	30
補充原則 4-14 ①	・ ・ ・ ・	30
補充原則 4-14 ②	・ ・ ・ ・	30

第5章 株主との対話

【基本原則 5】	・ ・ ・ ・	31
【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】	・ ・ ・ ・	31
補充原則 5-1 ①	・ ・ ・ ・	32
補充原則 5-1 ②	・ ・ ・ ・	32
補充原則 5-1 ③	・ ・ ・ ・	33
【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】 (2018年12月21日更新)	・ ・ ・ ・	33

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

Comply

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。

加えて、複数名の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【原則1-1 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

Comply

当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、株主の視点に立って招集通知を分かりやすく記載し、また、経営に関する情報提供に努め、株主が適切に権利行使できるように努めます。

【補充原則1-1 ①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

Comply

当社では株主総会における株主の意思を把握し、その意志を経営に反映させるため、株主総会における賛成・反対の要因の分析を行っています。相当数の反対票が投じられた議案があった場合はその原因分析を行い、その後の株主との対話に活かします。

【補充原則 1-1 ②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

Comply

当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮したうえで提案をいたします。

【補充原則 1-1 ③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

Comply

当社は、株主の権利の重要性を認識し、いずれの株主に対してもその権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。また、会社法において認められている少数株主の権利については、当社の株式取扱規程でその権利行使手続きを定めており、権利行使の確保に努めております。

【原則 1-2 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

Comply

当社は、株主総会が会社の基本的な方針や重要な事項を決定する機関であり、また、株主様との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主様が権利行使できるように環境整備を行ってまいります。

【補充原則 1-2 ①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

Comply

当社は、株主が株主総会において適切な判断を行えるような情報につきましては、積極的に株主に提供いたします。

【補充原則 1-2 ②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、T D n e t や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

Comply

当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、株主総会招集通知を早期に送付するように努めます。また、招集通知発送前に、自社のウェブサイトにより電子的にその情報を公表しております。

【補充原則 1-2 ③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

Comply

株主総会開催日につきましては、より多くの株主が出席できるよう、いわゆる集中日の開催を避け、約1週間程度早期に開催することを通例としております。

【補充原則 1-2 ④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

Explain

現在、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低い（2018年3月31日現在1.1%）と考えており、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後は、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則 1-2 ⑤】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、当社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行います。

【原則 1-3 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

Comply

当社は、健全な財務基盤を維持しながら積極的な事業投資を行い、売上高の拡大と営業利益率の向上を通して株主価値を継続的に増大することを基本的な考え方といたします。

中期的には、2022年3月期において、売上高250億円、営業利益率10%以上の達成を目指してまいります。

株主還元に関しては、継続的かつ安定的な株主利益還元策を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を目途に株式配当を実施してまいります。

【原則 1-4 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社は、取引先との関係強化が当社グループの事業拡大に資すると見込まれる場合、保有意義及び経済合理性について十分に審議検討の上、上場会社の株式を保有することとしております。

保有している上場会社の株式については、当該上場会社の事業の状況や財務状態の検証を定期的に行い、保有の継続の適否に関する決定を行ってまいります。

当該上場会社の株式に係る議決権行使に当たっては、各議案の内容を十分に検討した上で、当該上場会社の中長期的な企業価値向上及び株主価値向上に資するかどうかを判断して行使することといたします。

【補充原則 1-4 ①】

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合において、取引の縮減の示唆等により売却等を妨げることはいたしません。

【補充原則 1-4 ②】

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社が取引先を決定する際には、社内規程に則り、品質・価格・納期・その他の取引条件や当該取引先の経営状況等を総合的に勘案したうえで、リスクとリターンに適切な合理性があると認められることを取引に対する基本的な方針としております。政策保有株主との間の取引についてもこの方針に基づいて十分に検証を行った上で、新規取引の決定や取引継続の判断を行っております。

【原則 1-5 いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

Comply

当社は現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

しかし、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、当該買付行為が当社の企業価値向上に資するかどうかを検討し、これに反すると認められる場合には、対抗措置を実施する可能性があります。

その際には、買収防衛策の導入の必要性、合理性について検討を行い、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

【補充原則 1-5 ①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

Comply

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じる権利を妨げません。

【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすような資本政策については、取締役会において、その必要性・合理性をしっかりと検討した上で決定し、株主に対して速やかに開示するとともに十分な説明を行うよう努めます。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

上場会社がある役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

Comply

当社が、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引について事前に取締役会及び監査等委員会の承認を得ることとしております。また、そうした取引を実施した後は速やかに取締役会及び監査等委員会に報告し、当該取引に係る重要な事実を適切に開示いたします。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

Comply

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の倫理規範・倫理行動基準を定めるほか、社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利や立場、当社の経営理念を尊重する企業風土の醸成に努めております。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

Comply

当社は次のとおり経営理念を定めております。

『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を供給し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。』

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

Comply

当社は、倫理規範及び倫理行動基準を定めております。毎年1回、グループ会社を含め、すべての役職員に対して教育を行い、これを遵守していることを確認し、リスク・コンプライアンス委員会を通して取締役に報告しております。

【補充原則 2-2 ①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

Comply

当社は、倫理規範及び倫理行動基準を定めております。毎年1回、グループ会社を含め、すべての役職員に対して教育を行い、これを遵守していることを確認し、リスク・コンプライアンス委員会を通して取締役に報告しております。

【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

Comply

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応を重要なリスク管理の一部と認識し、倫理規範の中で、地域社会との協調を積極的に図るための「社会との関係」、地球環境を大切にするための「環境への配慮」を規定し、ISO14001等の活動を通して、環境維持に向けた取り組みを積極的に推進しております。

【補充原則 2-3 ①】

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的に・能動的に取り組むよう検討すべきである。

Comply

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応を重要なリスク管理の一部と認識し、倫理規範の中で、地域社会との協調を積極的に図るための「社会との関係」、地球環境を大切にするための「環境への配慮」を規定し、ISO14001等の活動を通して、環境維持に向けた取り組みを積極的に推進しております。

【原則 2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内の異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

Comply

当社は「育児休業等に関する規程」や「介護休業等に関する規程」を定め、柔軟な働き方ができる職場環境を整備しており、女性の活躍促進を含み、多様性の確保を推進しております。

【原則 2-5 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

Comply

当社は、「内部通報規程」を定め、従業員等が職場や業務で重大なコンプライアンス違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自律的な解決が難しい時は、リスク・コンプライアンス委員会事務局又は監査等委員に通報する義務を規定しております。規程では、通報内容の種類または程度に限らず、通報行為に対して不利益を課してはならないと定めております。コンプライアンス担当取締役又は監査等委員は、内部通報が生じた際には、その事実を取締役に報告し、取締役会は内部通報制度の運用状況を監督しております。

【補充原則 2-5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

Comply

当社は、内部通報規程を定め、役職員が、職場や業務で重大なコンプライアンス違反の事実や危険を知り、かつ職制を通じた自律的な解決が難しい場合には、監査等委員又はリスク・コンプライアンス委員会事務局に報告することを規定しております。当該規程には通報者の保護を規定しており、通報を理由として不利益な扱いをすることを禁止しております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステューワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社では、企業年金の運用は行っていません。一方で、従業員の安定的な資産形成に資する福利厚生制度の一貫として企業型確定拠出年金制度を導入しております。当該制度の運用に伴うリターン及びリスクは従業員が供するものであり、当社には運用のリスクは生じません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

Comply

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、株主通信等、様々な手段により積極的に開示を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

Comply

【2018.12.21 更新】

(i) 当社は、経営の意思決定の透明性を確保する観点から、その基準となる経営理念やビジョン、中期経営計画を当社WEBサイトに公開しております。

≫ 経営理念・ビジョン <http://www.seikoh-giken.co.jp/company/phiro.html>

≫ 中期経営計画 http://www.seikoh-giken.co.jp/irinfo/briefing_b.html

(ii) 当社は、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくために、コーポレートガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自律的に確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

(iii) 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く）の報酬は、固定報酬、単年度業績に連動する報酬、中長期的な業績に連動する株式報酬の3種類で構成しており、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定する方針です。取締役個々の報酬額は、役位や職務内容、業績貢献度等を考慮し、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定することとしております。

非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の個々の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

(iv) 当社は、取締役（監査等委員を含む）が、取締役会に上程される各議案の妥当性やリスクを様々な側面から審議・検討し、当社の継続的な企業価値向上に資する意思決定を迅速かつ果敢に行うことができるよう、取締役規程において取締役の選出基準を次の通り設けております。

- ① 経営者として高い倫理観と誠実性をもっていること
- ② 強い探究心と精神的独立性をもっていること
- ③ 企業経営に係る実践的な見識と幅広い判断能力をもっていること
- ④ 取締役会メンバーの能力・経験と相互補完的にバランスがとれること

こうした基準に則して取締役候補者を選出する際には、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定いたします。

また、取締役が前述の選出基準から明らかに逸脱する状態となった場合のほか、法令・定款に対する違反行為、健康上の理由により職務の継続が困難になった場合等、解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で審議の上、株主総会に解任議案を上程いたします。

(v) 当社は、取締役候補者の選任理由及び取締役の解任理由を、株主総会招集通知に記載して開示いたします。

【補充原則 3-1 ①】

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社は、経営の意思決定の透明性を確保する観点から、その基準となる経営理念やビジョン、中期経営計画を当社 WEB サイトに公開しております。併せて、経営戦略や経営陣幹部の選解任等の情報開示に当たっては、株主にとってできるだけ分かりやすい記載をするよう努めております。

【補充原則 3-1 ②】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

Explain

現在、当社の総株主数に占める海外投資家の比率は相対的に低い（2018年3月31日現在1.1%）と考えており、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後は、株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【原則 3-2 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

Comply

外部会計監査人及び当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して重要な責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行います。

【補充原則 3-2 ①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

Comply

(i) 外部会計監査人候補の選定や、選定した外部会計監査人の評価については、2017年3月に監査等委員会で定めた基準に従い、監査品質、監査体制・組織、監査計画、監査報酬、監査実施状況等の観点から、その適格性・妥当性を評価してまいります。

(ii) 当社の監査等委員会では、外部会計監査人との意見交換等を通じて、独立性と専門性の有無を確認しております。現任の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性、専門性共に問題ないものと認識しております。

【補充原則 3-2 ②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

Comply

当社の代表取締役や監査等委員と外部会計監査人とは、四半期決算毎の監査やレビューの報告等、定期的に面談の機会を設けて、密なコミュニケーションの機会を確保しております。

また外部会計監査人との年度契約を締結する際には、次年度の監査において十分な監査時間を確保できるよう協議しております。

監査等委員会監査等基準の中では、外部会計監査人との連携の確保、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、監査等委員会において審議したうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告等、必要な措置を適時に講じることを定めております。

第4章 取締役会の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

Comply

当社は、経営の意思決定・監督体制の明確化を図るため、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査等委員会では取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務（1）】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

Comply

取締役会は、当社が目指す経営理念・ビジョンを確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉えております。

取締役会において重要な業務執行の決定を行う場合には、経営理念・ビジョンが指し示す戦略的な方向付けを踏まえて、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行っております。

【補充原則4-1 ①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

Comply

取締役会は、法令に規定する事項および取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項（取締役会規程別表1に規定）を決議し、その他の業務執行については取締役会で定めた業務分掌・職務権限規程に基づき、業務執行取締役や部長等の経営陣にその決定を委任しております。

【補充原則 4-1 ②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

Comply

当社は、中期経営計画を株主に対するコミットメントのひとつと捉え、事業年度や四半期毎の決算短信等の決算資料においてその進捗状況を開示しております。仮に中期経営計画が目標未達に終わった場合は、その原因を分析し、次期以降の中期経営計画に反映させることとしております。

【補充原則 4-1 ③】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

Comply

取締役会は、代表取締役等の後継者候補となる人材には重要な役職に登用し、当社や関連会社の経営に関与させることで重要な経験を積ませるほか、外部機関の研修等を通して企業経営に必要な資質を培わせ、その中から、独立社外取締役や監査等委員会の声を反映させて後継者を指名する体制を整えております。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務 (2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

Comply

取締役会は、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案について、独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣の迅速・果断な意思決定を支援しております。

業務執行取締役への報酬の一部は、固定報酬の他に、単年度業績に基づく業績連動型報酬と中長期業績に連動する株式報酬としており、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブを付しております。

【補充原則 4-2 ①】

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

Comply

当社の業務執行取締役に対する報酬は、取締役会で定めた取締役報酬規程において、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の3種類で構成すると規定しております。取締役報酬を健全なインセンティブとして機能させることにより、当社の持続的な成長を実現するよう努めてまいります。

【原則 4-3 取締役会の役割・責務 (3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行っております。経営陣幹部の人事は、会社の業績を踏まえ、取締役会にて審議・検討した上で決定しております。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しております。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間で取引が発生する際にはこれを審議・検討し、当該取引が適正である旨を決議しております。

【補充原則 4-3 ①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

Comply

当社は取締役会で定めた取締役規程において、取締役の選任基準を次のとおり規定しており、取締役としての適性を取締役会で審議し、決議したうえで株主総会に付議することとしております。

- (1) 経営者として高い倫理観と誠実性を持っていること
- (2) 強い探究心と精神的独立性を持っていること
- (3) 企業経営に係る実践的な見識と幅広い判断能力を持っていること
- (4) 取締役会メンバーの能力・経験と相互補完的にバランスが取れること

また、業務執行取締役の選任・解任については監査等委員会の意見を仰いだうえ、取締役会で決議することとしております。

【補充原則 4-3 ②】

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

取締役会は、CEO の選解任が当社の最も重要な戦略的意思決定であると認識し、候補者となる人材の資質や業務遂行能力、実績や経験等について、独立社外取締役や監査等委員会の客観的な意見も反映しながら、十分な時間と資源をかけて透明性ある議論を行うこととしております。

【補充原則 4-3 ③】

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEO がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

取締役会は、CEO による法令・定款に対する違反行為、健康上の理由により CEO としての職務の継続が困難になった場合等、解任すべき事情が生じた場合には、独立社外取締役や監査等委員会の客観的な意見も反映しながら、透明性ある議論を行うこととしております。

【補充原則 4-3 ④】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

Comply

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の整備に係る実務は、本社管理部が行い、リスク・コンプライアンス委員会や内部監査においてその実施状況を確認しております。これらの体制構築や運用の有効性は取締役会に報告され、内部統制報告書として取締役会決議を受けております。

【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

Comply

当社の監査等委員会は、独立社外取締役である監査等委員 2 名、常勤の監査等委員 1 名で構成されており独立性が確保されております。また、各社外取締役は、弁護士及び公認会計士であり、豊富な経験と高い専門知識を活かして取締役会で適切に意見を述べております。

【補充原則 4-4 ①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

Comply

当社の監査等委員会は独立社外監査等委員 2 名、常勤監査等委員 1 名で構成され、独立性が確保されており、監査等委員は当社の稟議・報告に関するすべての情報を入手できる体制となっております。また、監査等委員と社外取締役は毎月開催される取締役会やその他適宜情報交換を行っており、強固な連携を確保しております。

【原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

Comply

当社の取締役・経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切に行動しております。

【原則 4-6 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

Comply

当社は、独立社外取締役を3名選任しており、豊富な知識と高い見識を有し、当社の経営に反映しています。

【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

Comply

当社は、独立社外取締役を3名選任しており、豊富な知識と高い見識により、当社の経営を監督し、適切な意見・助言をいただいております。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たすことのできる資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上選任することとしております。現状は9名の取締役のうち3名が独立社外取締役であり、その割合は3分の1となっており、十分な体制が構築されているものと考えております。

【補充原則 4-8 ①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

Comply

当社の独立社外取締役及び独立社外監査等委員は、定期的な会合は実施していませんが、毎月開催される取締役会の開催時間前後で適宜情報交換を行っております。これにより独立社外役員の情報不足は解消されており、共有された認識の下で取締役会における議論に積極的に貢献していただいております。

【補充原則 4-8 ②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

Comply

当社は筆頭独立取締役は決定していませんが、独立社外取締役、独立社外監査等委員との連絡窓口を管理部門が担っており、経営陣や常勤監査等委員との連携を図っております。また、毎月開催される取締役会の開催時間前後で適宜情報交換を行うことで、独立社外取締役の情報不足は解消されており、共有された認識の下で取締役会における議論に積極的に貢献していただいております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

Comply

当社は、取締役会において、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる独立社外取締役を選任することができるよう、独立社外取締役の当社からの独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。この判断基準は、有価証券報告書に開示しております。

- ① 当社又は当社の子会社の業務執行者ではないこと
- ② 当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与でないこと
- ③ 当該社外取締役個人、又は当該社外取締役が代表を務める又は所属している法人の総収入額に占める当社からの役員報酬以外の収入額が 30%を超えていないこと
- ④ 当該社外取締役が代表を務める又は所属している法人に対する当社の売上高が、当社単体の総売上高に対して 10%を超えていないこと
- ⑤ 当該社外取締役がコンサルタント、会計専門家、法律専門家である場合、当社から当該社外取締役に支払う役員報酬以外のフィーが年間 1,000 万円以内であり、かつ③又は④に該当していないこと
- ⑥ 自己又は他人の名義をもって当社の総議決権の 10%以上に相当する株式を保有していないこと

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

Comply

当社は、法定の機関以外に、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、今後も必要に応じて任意の仕組みを活用し、経営の統治機能の更なる強化を図ってまいります。

【補充原則 4-10 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であつて、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

Explain

【2018.12.21 更新】

当社は監査等委員会設置会社で、独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、毎月開催される取締役会の開催時間前後で情報交換を行う等、独立社外取締役との密な連携体制を構築しております。現在は、取締役の指名・報酬などに係る諮問委員会を設置してはおりませんが、これらについては、独立社外取締役を含む監査等委員会の助言・確認を得た上で、取締役会で決定することとしており、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られているものと考えております。

【原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する適切な知見を有している者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社の取締役は現在9名、うち3名が独立社外取締役であります。現在は女性の取締役は選任していませんが、外国籍を持つ取締役もおり、知識・経験・能力のバランスを備え、多様性と適正規模を両立した構成となっております。また、監査等委員には、公認会計士として財務・会計に関する十分な知見を有している者や、弁護士として法務に関する適切な知見を有している者を選任しております。

取締役会は、その機能の向上を図る目的で、毎年、各取締役に対して質問票によるアンケートを行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

【補充原則 4-11 ①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

Comply

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である12名（取締役（監査等委員を除く）7名、監査等委員である取締役5名）以内であることを前提とします。

取締役候補者の決定に際しては、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、専門性に配慮しながら、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保いたします。

また当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会で定めた当社の独立性判断基準を満たす独立性のある社外取締役を複数名選任することとしております。

【補充原則 4-11 ②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

Comply

取締役は、取締役会に出席し、また、当社の事業内容等を把握するために必要な時間を確保することが求められることから、当社のほかに3社を超える上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）を兼職しないことが望ましいと考えております。

また、当社の取締役が当社以外の上場企業の役員を兼任している場合は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書に記載して開示しております。

【補充原則 4-11 ③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

Comply

取締役会は、毎年、各取締役に対して質問票によるアンケートを行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。分析・評価の結果の概要については、定時株主総会招集通知に記載して開示しております。

【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

Comply

当社の社外取締役は、自身の専門的な知識や経験に基づき、取締役会において自由闊達に意見を述べ、必要に応じて問題提起を行っております。

【補充原則 4-12 ①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

Comply

取締役会は原則として毎月1回開催しております。その開催日については、事業年度の開始前に年間スケジュールを取締役に通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

取締役会の招集通知は、取締役会規程に、開催日の3日前までに発すると定めておりますが、通例として1週間前に通知することとしております。招集通知の通知日に間に合う取締役会資料は、招集通知と併せて事前に配付し、審議事項の内容を十分に把握する時間を確保できるよう努めております。

【原則 4-13 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

Comply

取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報を適宜提出しております。取締役については、取締役会事務局である管理部が中心となり支援体制を構築しております。また、取締役会は必要な情報が円滑に提供されているか適宜確認しています。

【補充原則 4-13 ①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

Comply

取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定を行うため、情報が必要と考える場合には、取締役会事務局である管理部や関連部門に情報提供を求めています。

また、監査等委員は、適切に必要な情報を入手する他、監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項について適宜適切な情報収集に努めています。

【補充原則 4-13 ②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

Comply

当社は、当社グループの事業展開において、M&A や新規事業の創出、市場ニーズの把握等、各分野の専門的な見識を得る必要が生じた場合には外部専門家に助言を求めており、その費用は会社が負担しております。

【補充原則 4-13 ③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

Comply

内部監査室は、取締役、監査等委員と適宜情報交換を行い、連携を図っております。

また、社外取締役と会社との連絡・調整については管理部が担当し、必要に応じて対応できる体制を確保しております。

【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

Comply

取締役は、当社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等を行えるよう、当社は、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っており、その実施状況については取締役会に報告しております。

【補充原則 4-14 ①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

Comply

社外取締役を含む取締役が就任する際には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、その役割と責務（法的責任を含む）を果たすために必要となる会社法関連法令及びコーポレートガバナンスやコーポレートファイナンスに関して十分に理解を深める機会を設けることとし、必要に応じて、これを継続的に更新する機会を設けることとしております。

【補充原則 4-14 ②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

Comply

当社は、取締役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供していく方針であります。

取締役就任時には、業務執行取締役や各事業の責任者が、事業内容や事業環境、経営戦略等を説明するほか、関連会社の訪問等を通じて当社グループに係る理解を深めます。

就任後においても、会社経営上の重要な意思決定に必要となる広範な知識や、業務遂行上求められる知識の習得のために、外部研修への参加や外部の専門家を講師とする研修の機会を設け、必要な費用は会社が負担する等の支援を行います。

第5章 株主との対話

【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

Comply

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、適宜 情報開示を実施しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

Comply

当社のIR活動は管理部が行っておりますが、投資家説明会や機関投資家とのワンオンワンミーティングは、株主や投資家の意向を踏まえた上で、代表取締役社長が適宜対応しております。一般の株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。

こうしたIR活動の状況は必要に応じて取締役会に報告しております。

【補充原則 5-1 ①】

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

Comply

当社のIR活動は管理部が行っておりますが、投資家説明会や機関投資家とのワンオンワンミーティングは、株主や投資家の意向を踏まえた上で、代表取締役社長が適宜対応しております。

【補充原則 5-1 ②】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

Comply

(i) 当社の投資家説明会及びIR活動は管理部が担当しており、管理部門担当役員がこれを統括しております。

(ii) 管理部門担当役員は人事総務、財務・経理、法務等の管理部門の他、経営企画部門を統括しており、これらの部門は日頃より円滑な連携を図っております。

(iii) 管理部門は、投資家からの電話取材やワンオンワンミーティング等のIR取材を積極的に受け付けると共に、半期ごとにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行っております。

(iv) 機関投資家説明会においては毎回アンケートを実施しており、機関投資家からの意見を次回以降の説明会やIR活動に活かすほか、必要に応じて取締役会に報告し、経営に活用しております。

(v) 決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、決算期末から決算発表日までの期間を沈黙期間と設定し、業績及びそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えることとしております。

【補充原則 5-1 ③】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

Comply

当社は、株主名簿管理代行機関から年 2 回、株主構造の情報を入手し、その把握に努めております。

【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

Comply

【2018.12.21 更新】

当社は、中長期にわたる持続的成長と株主価値の向上に努め、経営戦略や経営計画の策定に際しては、資本コストを的確に把握した上で収益計画や資本政策の基本的な方針を示しております。また、決算説明会ではこれらの方針や目標、これを達成するための事業ポートフォリオや投資計画等の経営戦略について具体的に説明を行い、その際に使用した資料をホームページに公開するなどして株主への周知に努めております。

以 上